

国立大学法人高知大学職員労働安全衛生管理規則

平成16年4月1日
規則第43号

最終改正 令和7年4月9日規則第4号

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、国立大学法人高知大学職員就業規則第68条第4項、国立大学法人高知大学有期雇用職員就業規則第12条において準用する国立大学法人高知大学職員就業規則第68条第4項及び国立大学法人高知大学非常勤職員就業規則第53条第4項、国立大学法人高知大学再雇用職員就業規則第13条において準用する国立大学法人高知大学職員就業規則第68条第4項及び国立大学法人高知大学非常勤職員就業規則第53条第4項、国立大学法人高知大学特任職員就業規則第9条において準用する国立大学法人高知大学職員就業規則第68条第4項及び国立大学法人高知大学非常勤職員就業規則第53条第4項、国立大学法人高知大学定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第16条において準用する国立大学法人高知大学職員就業規則第68条第4項並びに国立大学法人高知大学無期雇用契約転換再雇用職員就業規則第13条において準用する国立大学法人高知大学非常勤職員就業規則第53条第4項の規定に基づき、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）及びその他関係法令に定めるもののほか、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）で働く職員、有期雇用職員、非常勤職員、再雇用職員、特任職員、定年前再雇用短時間勤務職員及び無期雇用契約転換再雇用職員（以下「職員」という。）がけがや病気をしないための安全衛生管理の基本原則を示したもので、職場における健康と安全の確保並びに快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規則の適用は、本学で働く職員を対象とする。

(法令との関係)

第3条 職員の安全衛生に関し、この規則に定めのない事項については、安衛法その他の法令の定めるところによる。

(学長の責務)

第4条 学長は、法令及びこの規則の定めるところに従い、職員の健康の保持増進及び安全の確保に必要な措置を講じなければならない。

(職員の協力)

第5条 職員は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、学長その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に従わなければならない。

第2章 安全衛生管理体制

(組織)

第6条 学長は、本学に職員の健康及び安全管理を円滑に実施するため、安衛法の規定に従い別表1に定めるとおり総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、衛生推進者、作業主任者及び産業医等を置くとともに、本学における職員の健康及び安全管理に関する業務を統括管理する。

(総括安全衛生管理者)

第7条 総括安全衛生管理者は、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。)第2条第3号の定めるところにより、朝倉(物部、宇佐、小津を含む。)地区、岡豊地区に置く。

2 総括安全衛生管理者は、次の各号に定める者をもって充てる。

(1) 朝倉地区(物部、宇佐、小津を含む。)

理事(財務・労務管理担当)

(2) 岡豊地区

学長が指名する者

3 総括安全衛生管理者は、当該地区において、安全管理者、衛生管理者、衛生推進者、作業主任者等を指揮し、安衛法第10条第1項に定める次の各号に掲げる業務を総括管理する。

(1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。

(2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。

(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。

(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

(5) 安全衛生に関する方針の表明に関すること。

(6) 化学物資、化学物質を含有する製剤その他の物で職員に危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものの危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。

(7) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、職員の労働災害を防止するために必要な業務に関する
こと。

4 学長は、総括安全衛生管理者が病気、事故その他の事由により職務を遂行できない場
合は、その職務を遅滞なく遂行するため、総括安全衛生管理者の代理者を選任しなけれ
ばならない。

(安全管理者)

第8条 安全管理者は、安全に関する知識を有する職員のうちから選任する。

2 安全管理者は、所属する地区の総括安全衛生管理者の指揮の下に、当該地区における
次の業務を行う。

- (1) 職員の危険を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全のための指導及び教育に関すること。
- (3) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (4) 職員の安全に関する記録及び統計の作成並びにその整備に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全に必要な事項に関すること。

3 安全管理者は、作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、
直ちに、その危険を防止するために必要な措置を講じなければならない。

4 安全管理者を補助する者として、別表2に掲げる者を置く。

5 学長は、安全管理者が病気、事故その他の事由により職務を遂行できない場合は、そ
の職務を遅滞なく遂行するため、安全管理者の代理者を選任しなければならない。

(衛生管理者)

第9条 衛生管理者は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛
則」という。）第10条で定める資格を有する職員のうちから選任する。

2 衛生管理者は、所属する地区の総括安全衛生管理者の指揮の下に、当該地区における
次の業務を行う。

- (1) 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進のための指導及び教育に関すること。
- (3) 職員の健康診断の実施に関すること。
- (4) 職員の健康管理に関する記録及び統計の作成並びにその整備に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に必要な事項に関すること。

3 衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態

に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

4 衛生管理者を補助する者として、別表2に掲げる者を置く。

5 学長は、衛生管理者が病気、事故その他の事由により職務を遂行できない場合は、その職務を遅滞なく遂行するため、衛生管理者の代理者を選任しなければならない。

(衛生推進者)

第10条 衛生推進者は、別表1の事業場に所属する職員のうち、安衛則第12条の3で定める資格を有する者を選任する。

2 衛生推進者は、学長若しくは所属する地区の総括安全衛生管理者の指揮の下に、第7条第3項に掲げるもののうち当該地区における衛生に係る業務を担当する。

(作業主任者)

第11条 作業主任者は、当該作業に従事する職員で、安衛法第14条で定めるところの当該作業区分に応じて選任する。

2 作業主任者は、当該作業に従事する職員の指揮その他省令で定める業務を行う。

3 学長は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係職員に周知しなければならない。

(産業医)

第12条 産業医は、安衛則第14条第2項で定める要件を備えた医師のうちから選任する。

2 産業医は、次の業務を行う。

(1) 健康診断及び面接指導(問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。)の実施並びにこれらの結果に基づき職員の健康を保持するための措置に関すること。

(2) 作業環境の維持管理に関すること。

(3) 作業の管理に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。

(5) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。

(6) 衛生教育に関すること。

(7) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

2 産業医は、前項各号に掲げる事項について、学長又は総括安全衛生管理者に対して報告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言する。

3 産業医は、職場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに職員の健康障害を防止するため必要な措置を講ずる。

(安全衛生委員会)

第13条 安全衛生委員会（以下「委員会」という。）は、朝倉地区（宇佐を含む。）、岡豊地区、物部地区及び小津地区に設置する。

2 委員会は、以下の事項について調査審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全及び衛生に係るものに関すること。
- (4) 安全及び衛生に関する規程の作成に関すること。
- (5) 安全及び衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- (6) 職場環境調査の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。
- (7) 定期及び臨時に行われる健康診断、医師の診断・診察・処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
- (8) 職員の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。
- (9) 厚生労働大臣等からの文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、職員の健康障害の防止に関すること。
- (10) 化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で職員に危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものの危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- (11) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- (12) 長時間にわたる労働による職員の健康障害の予防を図るための対策の樹立に関すること。
- (13) 職員の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。

(委員会の委員)

第14条 委員会の委員は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 総括安全衛生管理者又はこれに準ずる者で学長が指名した者
- (2) 安全管理者のうちから学長が指名した者
- (3) 衛生管理者のうちから学長が指名した者
- (4) 産業医のうちから学長が指名した者

(5) 衛生に関し経験を有する職員の中から学長が指名した者

(6) その他学長が必要と認めた者

2 前項第1号の委員以外の委員の半数は、当該地区の職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(委員会の委員長)

第15条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

(委員会の運営)

第16条 委員会は、毎月1回以上年間を通じて計画的に開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

2 委員会は、第14条第1項に規定する委員(委員長を除く。)の過半数の出席をもって成立するものとする。

3 委員会は、会議の審議に際し、必要に応じて関係職員の出席を求めて意見を聴取することができる。

4 委員会における議事で重要なものに係る記録を作成し、これを3年間保存するものとする。

5 委員会における議事の概要は、委員会の開催の都度、遅滞なく職員に周知するものとする。

6 第13条から前項までに定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

(専門部会)

第17条 委員会は、第13条第2項に関する事項について、専門的に調査審議する必要があると認めたときは、委員会にその下部組織として、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会の委員は、委員長が指名する。

3 部会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

(全学安全衛生委員会)

第 18 条 本学に、全学安全衛生委員会を設置することができる。

2 全学安全衛生委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第 3 章 健康の保持増進のための措置

(作業環境等について講ずるべき措置)

第 19 条 学長は、換気その他の空気環境の調整、照明、保温、防湿、清潔保持及び伝染性疾患のまん延の予防のための措置その他職員の健康保持のため必要な措置を講じなければならない。

(有害な業務に係る措置)

第 20 条 学長は、安衛令第 22 条に掲げる有害な業務（以下「特定有害業務」という。）の行われる場所及び当該業務に従事する職員については、健康障害を防止するための措置を講ずるものとする。

2 学長は、安衛法第 65 条に基づき、安衛令第 21 条に定める場所について作業環境測定を実施する。なお、安衛令第 21 条の作業場のうち指定作業場については、学内の作業環境測定士又は依託作業環境測定機関が測定を実施する。また、安衛令第 21 条第 9 号の酸素欠乏危険場所については、酸素欠乏危険作業主任者が測定を実施する。

3 学長は、前項の作業環境測定結果についての記録を厚生労働省令で定められた期間保存するものとする。

4 学長は、特定有害業務以外の業務で職員の健康障害を生ずるおそれのあるものの有無について随時調査し、職員の健康障害を防止するため必要があると認めるときは適切な措置を講じなければならない。

(健康診断の種類)

第 21 条 学長は、職員の健康を確保するため、次の各号に掲げる健康診断を実施しなければならない。

(1) 雇入時健康診断

(2) 一般健康診断

イ 安衛則第 44 条に基づく定期の健康診断

ロ 安衛則第 45 条に基づく特定業務従事者の健康診断

ハ 安衛則第 45 条の 2 に基づく海外派遣職員の健康診断

ニ 安衛則第 47 条に基づく給食従事者の健康診断

(3) 特殊健康診断

イ 安衛法第 66 条第 2 項に基づく有害業務従事者の健康診断

(4) その他学長が必要と認める健康診断

2 前項第 1 号の健康診断は、職員として雇入するときに実施するものとする。

3 第 1 項第 2 号の健康診断は、1 年以内ごとに 1 回以上、職員全員を対象として定期的に行うものとする。

(健康診断の実施及び実施後の措置)

第 22 条 健康診断の受診対象者、検査項目及び検査回数並びにその実施及び実施後の措置に関して必要な事項は、別に定める。

(受診義務)

第 23 条 職員は、指定された期日及び場所において、健康診断を受けなければならない。ただし、他の医師による健康診断を受け、その結果を証明する書面を学長に提出したときは、この限りでない。

(健康診断結果の記録の作成)

第 24 条 学長は、第 21 条の規定による健康診断(前条ただし書の場合の健康診断を含む。)の結果に基づき、個人票を作成し、これを 5 年間(厚生労働省令で定められているものはその期間)保存しなければならない。

(健康診断の結果通知)

第 25 条 学長は、第 21 条の規定による健康診断の結果について、職員に通知しなければならない。

(保健指導等)

第 26 条 学長は、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める職員に対し、医師又は保健師による保健指導を行うように努めなければならない。

2 学長は、休憩時間を除き 1 週間当たり 38 時間 45 分を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が 1 月当たり 100 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる職員に対し、該当する職員の申出により、医師による面接指導を行わなければならない。ただし、1 月以内に面接指導を受けた職員にその他これに類する職員であって面接指導を受ける必要がないと医師が認めたものを除く。

3 前項の超えた時間の算定は、前月分につき翌月 15 日までに行うものとする。

4 職員は、前項の規定により学長が行う面接指導を受けなければならない。ただし、学長の指定した医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の医師が

行う同項の規定による面接指導を受け、その結果を証明する書面を学長に提出したときは、この限りでない。

- 5 学長は、第2項及び前項ただし書の規定による面接指導の結果を記録し、これを5年間保存しなければならない。
- 6 学長は、第2項又は第3項ただし書の規定による面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴かなければならない。
- 7 学長は、前項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の安全衛生委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。
- 8 学長は、第2項の規定により面接指導を行う職員以外の職員であって健康への配慮が必要なものについては、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(秘密の保持)

第27条 健康診断並びに保健指導、面接指導の事務に従事する者は、その職務上知り得た職員の秘密を漏らしてはならない。

(適用の特例)

第28条 職員のうち、有期雇用職員、非常勤職員、再雇用職員、特任職員、定年前再雇用短時間勤務職員及び無期雇用契約転換再雇用職員の健康診断については、別に定める。

第4章 安全管理基準

(危険を防止するための措置)

第29条 学長は、次の各号に掲げる危険による職員の災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 機械、器具その他の設備等による危険
- (2) 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- (3) 電気、熱その他のエネルギーによる危険
- (4) 掘削、採石等の業務における作業方法から生ずる危険
- (5) 職員が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険

- 2 学長は、職員の作業行動から生ずる災害を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(緊急事態に対する措置)

第 30 条 学長は、職員に対する災害発生の危険が急迫したときは、当該危険に係る場所、職員の業務の性質等を考慮して、業務の中断、職員の退避等の適切な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置を的確かつ円滑に講ずることができるようにするため、設備等の整備、職員の訓練等の措置を定期的に行うものとする。

(報告)

第 31 条 部局長（法人監査室、事務局、各学系、各学部（附属教育研究施設を含む。ただし、附属病院を除く。）、各附属学校、附属病院、各専攻、保健管理センター、各学内共同教育研究施設、海洋コア国際研究所及び各機構の長をいう。）は職員の勤務する場所において次の各号に掲げる災害又は事故が発生したときは、そのつどその発生場所、日時、被害の程度等を速やかに学長に通報し、かつ、災害等発生後遅滞なく報告書を提出しなければならない。

- (1) 職員が死亡することとなった災害
- (2) 同一原因で職員が負傷し、窒息し、又は急性中毒にかかることとなった災害
- (3) 火災、ボイラーの破裂等の事故で重大なもの

第 5 章 教育・訓練

(安全衛生教育)

第 32 条 学長は、職員を雇入したときは、当該職員に対し、安衛則第 35 条第 1 項で定める事項について、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

- 2 前項の規定は、職員の作業内容を変更したときについて準用する。
- 3 学長は、危険又は有害な業務で安衛則第 36 条に定めるものに職員をつかせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

(意識高揚)

第 33 条 学長は、労働安全、労働衛生週間及び交通安全、火災予防の行事の機会を活用し、職員の意識を高揚するための対策を計画し、実行する。

(健康教育等)

第 34 条 学長は、職員の健康の保持増進を図るため、体育活動、レクリエーション、健康教育、健康相談等についての便宜を供するなど必要な措置を継続的かつ計画的に講ずる

よう努めなければならない。

(能力向上教育)

第 35 条 学長は、安全管理者、衛生管理者、衛生推進者及び作業主任者等に対し、その業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるよう努めるものとする。

第 6 章 その他

第 36 条 この規則に定めるもののほか、職員の安全衛生管理について必要な事項は、別に定める。

第 37 条 この規則は、全学安全衛生委員会の承認を得て改正することができる。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 10 月 31 日から施行し、平成 18 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 12 月 26 日規則第 50 号)

この規則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 31 日規則第 113 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 31 日規則第 107 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 15 日規則第 72 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日規則第 119 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 12 月 28 日規則第 50 号)

この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日規則第 114 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日規則第 114・116 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日規則第 163 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 1 月 27 日規則第 65 号）

この規則は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 18 日規則第 116 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 23 日規則第 118 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日規則第 155 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日規則第 160 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 29 日規則第 103 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日規則第 85 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日規則第 86 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日規則第 87 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 9 月 26 日規則第 44 号）

この規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日規則第 98 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 10 月 1 日規則第 40 号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日規則第101号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日規則第1号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月3日規則第53号）

この規則は、令和4年10月3日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則（令和5年3月28日規則第132号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月7日規則第2号）

この規則は、令和5年4月7日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月29日規則第91号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日規則第97号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月9日規則第4号）

この規則は、令和7年4月9日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表1（第6条、第10条関係）

	総括安全衛生管理者	安全管理者	衛生管理者	衛生推進者	産業医	作業主任者
朝倉地区	1	5	3		1	必要に応じ別に定める者
宇佐地区						
小津地区		1	1		1	
物部地区		1	1		1	
岡豊地区		1	1	4（専任1）		

別表2（第8条、第9条関係）（安全管理者及び衛生管理者を補助する者）

安全衛生事務責任者

朝倉地区	
宇佐地区	総務部人事課長 財務部財務課長 財務部施設企画課長 財務部施設整備課長 総務
小津地区	部物部総務課長 医学部・病院事務部総務企画課長 医学部・病院事務部会計課長
物部地区	医学部・病院事務部施設管理課長
岡豊地区	

部局安全衛生事務担当者

朝倉地区	人文社会科学部	総務部総務課人文社会科学事務室
	教育学部 スポーツ・芸術文化共創専攻 教職実践高度化専攻	総務部総務課教育事務室
	理工学部	総務部総務課理工学事務室
	地域協働学部	総務部総務課地域協働事務室
	法人監査室 事務局	総務部人事課労務管理係
	学び創造センター	学務部学務課総務係
	データサイエンスセンター	学務部学務課総務係
	グローバル教育支援センター	学務部国際教育支援室総務係長
	教師教育センター	学務部学務課総務係
	希望創発センター	学務部学務課総務係
	総合研究センター	研究国際部研究推進課研究推進係
	次世代地域創造センター	研究国際部地域連携課総括係
	学術情報基盤図書館	研究国際部学術情報課総務係
	防災推進センター	研究国際部研究推進課研究推進係
	保健管理センター	学務部学生支援課学生生活支援係
	上記以外	総務部人事課労務管理係
宇佐地区	総合研究センター	研究国際部研究推進課研究推進係
小津地区	附属幼稚園 附属小学校 附属中学校 附属特別支援学校	総務部総務課附属学校事務室小津地区学校係、総務部総務課附属学校事務室特別支援学校係
物部地区	総合研究センター 防災推進センター 海洋コア国際研究所	研究国際部研究推進課海洋コア室海洋コア係
	I o P 共創センター	研究国際部 I o P イノベーション推進課総務会計係
	上記以外	総務部物部総務課総務係
岡豊地区	総合研究棟 I 医学部附属病院	医学部・病院事務部総務企画課総務・広報係
	総合研究センター	医学部・病院事務部総務企画課研究推進室

	上記以外	医学部・病院事務部総務企画課職員係
--	------	-------------------